

I. 平成24年度事業を進めるにあたっての視点

航空医学研究センターは昭和59年に設立され、以来、航空機に乗つて航行することが人間に及ぼす影響を医学的に研究するとともに、航空機乗組員の航空身体検査を的確に実施することを業務とし、これらの面から航空の安全を支え今日に至っている。

昨年度は日本航空という最大顧客を失ってしまう厳しい環境の下、当センターが生き残りをかけて様々な費用削減策を実行していった1年であった。

実行した主な内容は以下の通りである。

① センター職員の最小限化

9名いた常勤職員を3名まで減じ、その他の職員は必要に応じ非常勤採用とした。

② 事務所及び診療所の移転

単価の安い旧整備場地区の第二綜合ビル内に移転した。(8月)

スペースについても必要最低限(約200平米)まで縮小し、設備面でも診療施設として認可される最小限の設備に留めた。

また、検査機器についても航空身体検査の実施に必要となる機器類1セットを残すのみとした。

③ 出張検査方式の採用

全日本空輸の一部施設を借り、そこに当センターの指定医・検査医が出向き航空身体検査を実施する出張方式での検査を、4月より開始した。検査は毎週水曜、金曜に実施した。

このように大変厳しい状況が続いているなか、平成24年度からは航空身体検査証明制度の改正があり、有効期間の見直し、申請書様式・証明書様式の変更等が予定されている。有効期間の見直しに関しては定期運送用操縦士の有効期間が6ヶ月から1年に延びることになるため、身体検査件数の減少につながり、当センターの経営に大きな影響を与えることは必至である。また、この有効期間延長に伴い、上期に検査が集中し、逆に下期は大幅に減少するという需要の偏りが想定されるため、閑散期となる下期にどのような対策を立て、どう乗り切っていくかが焦点となる。

一方、この改正により申請書・証明書の様式も変更となるため、現行

の航空身体検査証明書発行システムの見直しが必要となり、4月のカットオーバーに向け、現在鋭意調整中である。

かかる状況のなか、平成24年度事業実施にあたっては、検査事業については従来通り航空身体検査基準等に基づく確実な検査の実施に努め、研究事業においては航空局からの依頼に対し積極的に取り組み、また、普及指導事業においては指定医の能力の向上・平準化及び乗員の航空医学知識の向上に資するべく事業を進めていくこととする。

一方、新法人への移行認定は平成25年11月末日までとなっているが、当センターではその移行方針に関して本理事会・評議員会にて決定することになっている。

II. 事業計画

1. 検査事業

(1) 航空身体検査

平成23年度より航空身体検査の実施場所が全日本空輸の東京乗員健康管理センターへ変更となつたが、受検対象者は全日本空輸乗員がほとんどであり、一部、その他エアラインの乗員・エアラインを退職した乗員が受検しているという状況であった。

平成24年度からエアーニッポンが全日本空輸と合併することになるが、これに伴いエアーニッポンの東京地区の乗員が4月から全日本空輸の乗員として当センターで受検することが決まっている。

それらをふまえ、平成24年度の航空身体検査件数を予想すると、有効期間延長が大きく影響し、全日本空輸で1,950件(ANA分▲800、ANK分+360)、その他の航空会社で180件(▲20)、合計2,130件、前年▲470、前年比81.9%となっている。

また、加齢付加検査では750件(前年▲50)程度を予想している。

検査件数が激減する下期については、その他エアライン乗員の取り込み、エアラインに所属していない一般人の受け入れ等、新たな領域への進出も含め、積極果敢に事業の拡大を図っていきたい。その場合

はセンター施設内での検査実施も視野に入れ、その他エアライン・一般人合わせて月に10件程度の増加を目指すこととする。

(2) 航空大学校入試身体検査

25年度の航空大学校の採用について、現段階では未定であるが、採用実施がある場合、その採用試験の身体検査業務について当センターで受注できるよう調整を図る。

2. 研究事業

航空局等からの発注を受けての調査・研究について、平成24年度においても積極的に受注に努める

3. 普及指導事業

指定医の検査レベルの向上と平準化を図るため、国土交通省からの発注を受けて指定医講習会の開催を予定するほか、指定医を対象とする相談窓口の運用を行う。また、航空機乗組員等に対する航空医学に関する知識の普及及び指導を図る。

(1) 指定医講習会の開催

毎年行われている指定医講習会を、今年も当センターが受託し、滞りなく開催出来るよう努める。

(2) 指定医に対する相談窓口の運用

指定医に対し、航空身体検査上の諸問題に関する相談窓口を運用する。

(3) その他

① 航空機乗組員に対する「健康管理サーチュラー」の発行

航空機乗組員に対する「健康管理サーチュラー」を発行し、航空機乗組員の健康が安全運航に及ぼす重要性の周知及び日常の健康管理に関する知識の普及及び指導を図る。

② 航空医学に関する講演

航空大学校及び航空保安大学校をはじめ、各種の団体に対し航空医学に関する講演を行う。

また、航空医学に関する知識を広く一般の人にも共有してもらうべく、シンポジウム等の開催を予定する。

③ ホームページの運営

インターネット上に開設したホームページを適時に更新し、航空身体検査及び航空医学に関する最新の情報を提供する。

④ 内外情報の収集

調査・研究に関連し、内外情報の収集が必要な場合には適宜実施し、成果物へ反映する。